

# 屋外広告物の許可、違反広告物の是正等に関する事務

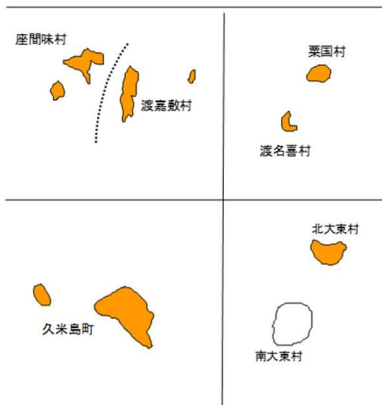
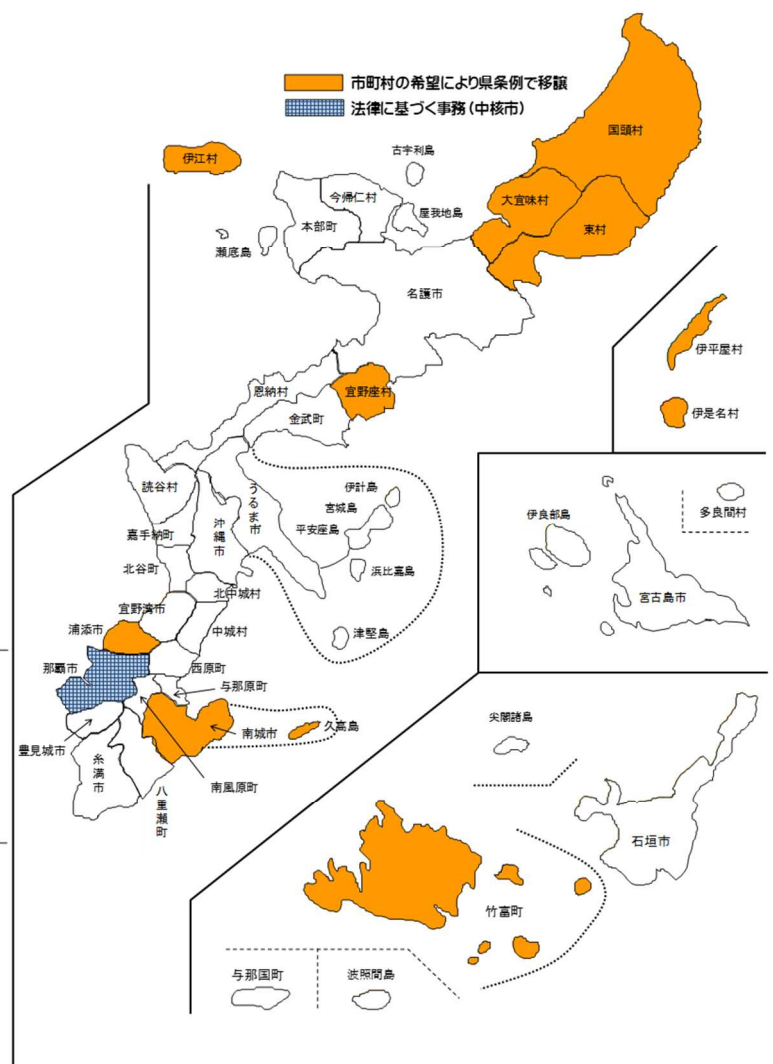
根拠法令：屋外広告物法、沖縄県屋外広告物条例

移譲対象：全市町村（那覇市除く）

事務の内容	メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 申請許可が必要な屋外広告物の許可事務</li> <li>◆ 禁止地域に掲出されたはり紙・はり札等の簡易除却事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ より身近な窓口で手続きすることが可能となる。</li> <li>◆ 景観行政の主体である市町村で処理することで、一体となった取組を行うことが可能となる。</li> </ul>
県の支援	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 財政支援：沖縄県屋外広告物条例市町村事務取扱交付金の交付、沖縄県市町村権限移譲交付金（パッケージ交付金／移譲初年度）の交付</li> <li>◆ 研修等：希望する市町村の職員を一定期間土木事務所に受け入れて実務研修を行っている。</li> <li>◆ その他の支援：移譲後も、市町村の相談等への対応、必要な助言や情報提供を行っている。</li> </ul>	

## 令和2年4月時点の移譲状況

移譲年月	移譲市町村
H22.4	南城市、伊江村、渡名喜村、渡嘉敷村
H23.4	粟国村、北大東村、伊平屋村
H24.4	竹富町
H25.4	久米島町
H26.4	座間味村
H27.4	大宜味村、東村、宜野座村
H28.4	伊是名村
H31.4	浦添市
R2.4	国頭村



# 地域特性に配慮した 景観まちづくり



## 事例紹介 南城市

権限移譲事務 沖縄県屋外広告物条例に基づく事務

### 移譲受け入れの経緯

南城市では、違反広告物が国道、県道などの主要幹線道路のみならず、集落内にも増加してきており、観光振興や良好な景観形成を図るうえで課題となっていた。

従来、これら違反広告物の除却等の事務は県が行うこととなっていたため、地域の実情に応じた迅速な対応が困難となっていた。

県から権限の移譲を受けることにより、市の権限でこれら違反広告物の簡易除却等、迅速できめ細やかな対応が可能となるため、平成 22 年度から権限移譲を受け入れることとした。

### 取組・効果

屋外広告物に係る事務権限の移譲により、市が許可権者になったことで、許可した屋外広告物の把握ができるようになった。

原則月 1 回のペースで市内パトロールを行い、公共の工作物等へ無許可で設置された違反広告物に関する指導、簡易除去等を実施している。これまでと比べ、地域の実情に沿った迅速な対応が可能となった。

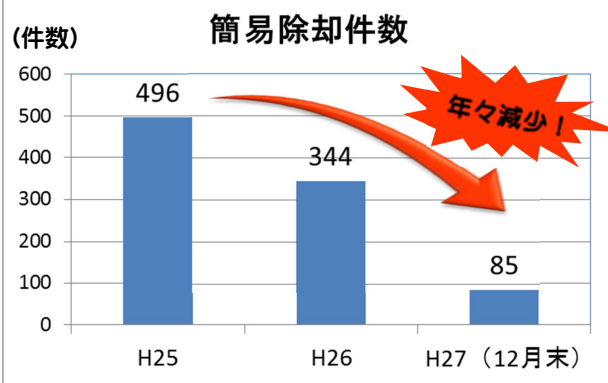
<ニライカナイ橋の風景>



また、本市では、平成 23 年度に南城市景観まちづくり計画を策定し、地域特性に配慮した景観まちづくりを目指している。そのため、屋外広告物の指導にあたっては、景観の保全等に係る方針にも適合するよう、景観担当と連携して行き、周辺環境との調和を図っている。

さらに、ホームページや市の広報誌に屋外広告物についての記事を掲載し、市民への周知を図っている。

これらの取組により、違反広告物の簡易除却件数は年々減少しており、南城市の景観行政の充実につながってきている。



### 住民の声

住民からは、「交差点付近に違反広告物があると交通に支障をきたすが、早急な撤去等により良好な道路環境が保たれている」、「違反広告物の撤去により南城市のきれいな自然景観が保たれている」といった意見などが寄せられている。

(担当課：南城市土木建築部都市建設課)

# 浦添の風景や地域と 共感する屋外広告物による 景観まちづくり



権限移譲事務 沖縄県屋外広告物条例に基づく事務

事例紹介  
浦添市

## 移譲受け入れの経緯

浦添市では、平成18年10月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成19年に策定した「浦添市景観まちづくり計画（景観計画）」のもと、浦添グスク周辺地区や沖縄都市モノレール沿線地区をはじめ市内全域の景観まちづくりを推進している。

令和元年10月に沖縄都市モノレールが延伸開業するにあたり、一層の景観まちづくりが期待される中、沿線区間における屋外広告物の無秩序な設置により、良好な景観形成の取組に支障が生じることが懸念されていた。

また、平成30年度に襲来した台風の影響により、市内の野立て広告物の倒壊が2件確認された。幸い住民等への被害は確認されなかったが、このような事態が発生したことも要因となり、本市が主体となり、良好な景観形成に向けた取組と併せ、安全な屋外広告物の設置に向けた規制・誘導を行う必要があると判断し、平成31年4月より権限移譲を受け入れることにした。

## 取組・効果

市が屋外広告物行政を担うことにより、市内における屋外広告物の設置状況の把握が可能となったほか、広告主や事業者の屋外広告物及び条例等に関する認識不足についても確認された。

そのため、本市ホームページにおいて屋外広告物の許可制度等について周知を図るとともに、月2回の市内パトロールを実施し、違反広告物の簡易除去等を行っている。

令和元年度の本市における事務処理件数の内訳として、許可については65件、簡易除去は、773件となっている。

## 今後の取組

現在、本市では、景観計画の改定と並行して、本市の実情に即した独自の屋外広告物条例の制定に向けて取り組んでいる。

今後、浦添市景観計画、屋外広告物条例等をもとに、本市における良好な景観形成の推進及び安心・安全な広告物の設置に関する規制・誘導に一体的に取り組んでいきたいと考えている。



写真 前田駅周辺（景観地区）



写真 浦添大公園展望台より市内を一望

（担当課：浦添市都市建設部美らまち推進課）

令和3年3月作成